

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 21

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	④ 事務事業の見直しと再編	
取組業務	保存文書のデジタル化		所管課	行政課
取組内容	・保存文書のデジタル化に向け検討を行うとともに、電子決裁の導入についても検討を行う。			
効果見込	効果的・効率的な行政運営を行うことができる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	・文書管理システムは、現在自庁開発したものを用いているが、平成25年度から市全体の財務会計やグループウェア(LAN)などのシステムが一括で更新されることに伴い、文書登録、起案、公開する文書目録の件名管理などが可能な新たな文書管理システムの導入を目指し検討したが、見送ることとなった。	・文書のデジタル化を行う場合は、デジタル化した文書が原本であることを証明が必要であり、この技術を自庁開発することは難しい。したがって、今後は、原本性の証明が不要な文書のデジタル化について検討する。	—
H24	検討	・保存文書のデジタル化を含めた文書管理の見直しについて、課内で検討を行った。	・文書管理の一環として、起案文書の登録を行うことができるようにした。	—
H25	検討	・文書管理の見直しは検討したが、デジタル化については検討に至らなかった。	・巡回点検を実施することにより、起案文書の登録の重要性について認識してもらうことができた。	—
H26	検討	・文書管理システムのバージョンアップを随時行った。 ・時間外勤務について、パソコン上で申請及び承認を行えるようにした。 ・他市町のデジタル化及び電子決裁に関する取組は、研究できなかった。	・起案文書の登録等がしやすくなった。 ・時間外勤務の手続における利便性が向上した。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	・保存文書のデジタル化と電子決裁については、費用対効果の面から研究し、導入の可否についての結論を出す。			
H27	実施	・公文書目録をホームページにアップするため、文書管理システムのバージョンアップを行った。 ・他市町のデジタル化及び電子決裁に関する取組は、研究できなかった。	・文書管理システムにおける起案文書の作成及び登録については、おおむね適切に行われているようになっている。	—

評価	○	評価理由	・保存文書のデジタル化の一環として起案文書の作成及び登録を文書管理システムにおいて行う仕組みを導入した。電子決裁の一環として、時間外勤務の申請及び承認をパソコン上で行う仕組みを導入した。ただし、市全体での保存文書のデジタル化や電子決裁の仕組みの導入までに至っていない。	今後の方針	・市財務会計やグループウェア(LAN)などのシステムが一括で更新を迎える平成30年度を目途に、保存文書のデジタル化や電子決裁について調査・研究を行う。
----	---	------	--	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 22

行政経営プランの位置づけ	(1) 質の高い行政サービスの推進	④ 事務事業の見直しと再編
--------------	-------------------	---------------

取組業務	道路・水路台帳デジタル化	所管課	維持管理課（都市整備課）
------	--------------	-----	--------------

取組内容	・道路・水路台帳の閲覧等情報提供を迅速に行えるようデジタル化を図る。従来の情報に加え認定等の告示に関する情報や占用の状況、道路改修の履歴等確認できるようにする。		
------	--	--	--

効果見込	紙ベースで各々に保存されている道路・水路に関する様々な情報をデジタル化することにより、情報を一元化し、窓口での対応などにおける事務の効率化の向上が図れる。 また、改修履歴等の情報管理が容易になることで長期的な道水路の維持管理計画に活用できる。		
------	--	--	--

	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	検討	・岩倉市都市計画基本図修正業務において、道路台帳デジタル化に対応した精度の測量を実施した。また、水路の現況調査も実施した。	・道路、水路共にデジタル化に向けた準備が整った。	—
H24	実施	・道路台帳：平成24年度と平成25年度の継続費により道路台帳デジタル化業務を発注した。 ・水路台帳：平成23年度に実施した水路の現況調査結果を基に、GIS等への水路に関する基礎情報の入力作業を始めた。	・道路台帳：委託業務発注により平成26年度からの運用が確実となった。 ・水路台帳：平成24年度にGISへの入力が終わった地域については、パソコンでの確認が可能となり、事務の効率化が図れた。また、事務が迅速化されたことで、窓口での待ち時間の短縮など市民サービスの向上にもつながった。	—
H25	実施	・道路台帳及び水路台帳を完成し、システムの運用が可能となった。	・道路台帳は、今まで路線網図により路線番号を確認し、その番号により紙ベースの台帳により幅員等の確認を行っていたものが、パソコンでの確認が可能となり、事務の効率化が図れた。 ・水路台帳は、市内全域でパソコンでの確認が可能となり、事務の効率化が図れた。 ・両台帳の事務が迅速化されたことで、窓口での待ち時間の短縮など市民サービスの向上にもつながった。	—
H26	実施	・これまでの道路台帳、水路台帳の情報に道路占用、公共用物使用、承認工事、境界立会、道路等の土地の寄付・交換・払下げ等、側溝浚渫の記録を随時追加入力した。	・道路幅員等確認に合わせて道路情報を求める来庁者に対して窓口での待ち時間の短縮など市民サービスの向上につながった。 ・道路に関する情報確認の迅速化が図られた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見 (H27.9)		行政改革推進本部からの指示事項 (H27.9)		

H27計画	・道路台帳の修正のほか、引き続き占用や境界立会等の情報を遺漏なく追加入力し、システムの適正な運用を維持する。		
-------	--	--	--

H27	実施	昨年度に引き続き、道路台帳、水路台帳、道路占用等の記録を随時追加入力した。また、寄附採納相談、越境承諾のデータも入力事項として新たに記録することとした。	・道路幅員等の道路情報を求める来庁者に対して窓口での待ち時間の短縮が図られた。	—
-----	----	--	---	---

資料35～36ページ

評価	◎	評価理由	・計画どおりデジタル化の導入をすることができ、道路等に関する問い合わせや調査に要する時間の効率化が図られるようになった。	今後の方針	・これまでの道水路台帳の情報や道路占用、承認工事、境界立会記録などの入力に加え、道路に関する相談事項などより細かい情報を追加することにより更なる充実を図る。また、盛り込むデータが膨大化しており、その入力作業に時間がかかるためデータ入力の効率化について検討する。
----	---	------	--	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No.

23

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	④ 事務事業の見直しと再編	
取組業務	監査結果のデータベース化		所管課	監査委員事務局
取組内容	・ 監査で指摘・注意等された事項と対応状況をまとめた「監査カルテ」を作成して、全課と監査委員事務局で情報を共有する。			
効果見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査で指摘や注意などをした事項がどのように対応されたかを確認し、業務リスクの所在を明確にすることにより、監査事務の効率化が図られる。</li> <li>・ 担当課においては、問題点を課内で共有することにより、同じ指摘等がなくなる。また、担当者が代わった際にもリスクを未然に防ぐことができる。</li> <li>・ 他課の受けた指摘等を知ることにより担当する業務の参考とし、事務の質を高めることができる。</li> </ul>			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	・ 監査の種類によりカルテへの掲載データを選択し、カルテ様式・運用方法を決定した。	・ 平成22・23年度の監査データで全所属分のカルテを作成した。	—
H24	実施	平成24年度当初に平成23年度末現在の監査カルテを、また、平成24年度末現在のカルテをグループウェアで公開した。	・ 年間を通じ、まだ同じ注意・指摘がなされることがある。監査カルテの作成も2年目となり周知はされてきているが、まだ十分活用されているとは言えない状況である。	—
H25	実施	・ 注意・指摘事項の傾向分析のグループウェアでの公開には至らなかったが、監査資料の作成依頼の都度、誤りやすい事項についての注意喚起を文書で実施した。	・ 指摘事項の件数は、減少傾向にある。	—
H26	実施	・ 若手職員を対象とした監査カルテ説明会を開催し、24名の参加を得た。説明会においては「監査カルテの運用について」や「よくある誤り」等について解説を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明会に出席した職員が自らの職場で他の職員にも説明をするなど、職員による積極的な意識付けにつながった。</li> <li>・ 監査カルテの効果的運用は、将来の大きなリスクに発展する可能性のあるミスを減らすことに役立つものになった。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)	・ 監査について、内部で研修を行うことは必要なことである。		行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	・ 管理職及びグループ長を対象に、監査とは何か、管理職としてどんな事項に着眼しなければならないのか等監査に対する認識を高めてもらうための講演会を、代表監査委員を講師として実施する。			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年度末現在の監査カルテをグループウェアに掲載した。なお、平成27年度の組織・機構改革により事務分掌の変更があった所属は従来の監査カルテも事務の参考にするよう周知した。</li> <li>・ 代表監査委員を講師とする講演については実施することができなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査カルテの記録上、未対応であった指摘事項等について対応状況の報告を求め、回答を得たことにより、担当課内や、担当課と監査委員事務局で問題点の共有化を図ることができた。</li> </ul>	—

資料37～40ページ

評価	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査結果をデータベース化した監査カルテを作成し、更新している。</li> <li>・ 監査カルテの周知に努めてきたが、実務に十分活用されているかの検証はできていない。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き監査カルテを更新する。</li> <li>・ 監査カルテの更新により蓄積されたデータの分析と有効な活用方法について検討をしていく。</li> </ul>
----	---	------	---	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No.

24

行政経営プランの位置づけ		(2)より確かな市民協働の推進	① 市民参加機会の拡大	
取組業務	自治基本条例の制定		所管課	秘書企画課（企画財政課）
取組内容	<p>・平成23年度に、「協働のまちづくり研究会」を設置し、市民と行政で議論を重ね、その議論の内容を「岩倉市市民協働の基本指針～市民協働のルールブック～」としてまとめたが、次のステップとして、市民・議会・行政の役割や責務などを明らかにし、協働によるまちづくりをより発展させるために自治基本条例を制定するもの。</p> <p>&lt;年度ごとの取組内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度 自治基本条例の基礎調査・準備期として、自治基本条例の事例整理等基礎調査のための庁内検討会の設置</li> <li>・平成24年度 条例案を検討するための 岩倉市自治基本条例検討委員会の設置</li> <li>・平成25年度以降 条例に盛り込まれた趣旨が活かされた市政運営</li> </ul>			
効果見込	自治基本条例で、市民・議会・行政の役割を明らかにし、自助・共助・公助による市民自治・市民協働のまちづくりを進めていくための仕組みが構築できる。この条例に基づく取組を全市的に推進することにより、協働のまちづくりがより発展する。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年1月から3月まで、庁内検討会を設置し、平成24年度の検討の下準備のための議論を行った（会議は4回開催）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に検討する基礎資料となる岩倉市自治基本条例検討の手引きを作成した。</li> </ul>	—
H24	制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年4月から11月まで、岩倉市自治基本条例検討委員会の全体会を9回、途中3部会に分かれ、それぞれ4回・5回・6回開催し、市民自治、協働、市政の仕組みなどを学びながら、自治基本条例について議論した。</li> <li>・途中、パブリックコメント、シンポジウム及び出前講座特別編などで、委員会の委員以外の市民参加を得て、策定に反映させた。</li> <li>・検討委員会の議論の結果や市民からの意見等を参考に、自治基本条例の案を作成し、12月議会に提案し、全員賛成で可決され、制定するに至った。</li> <li>・制定後は、職員に向けて、説明会を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの市民の意見を反映した条例を制定することができた。</li> <li>・条例の制定によって、市民、議会及び執行機関というそれぞれの主体の役割を明らかにし、協働のまちづくりのための仕組みを明確にすることができた。</li> <li>・また、市政を運営する上の主要な制度について、今後、新たに条例を制定する必要があるものなどを含め、整理することができた。</li> </ul>	—
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例第25条の規定に基づき、条例の検証に関することや、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項についての審議をするため、委員10人から構成される自治基本条例審議会を設置した。</li> <li>・審議会にて、条例の進捗管理や検証を行うための計画である、岩倉市自治基本条例推進計画（案）を協議し、そのまとめを審議会の報告書として市長へ答申することができた。</li> <li>・自治基本条例のパンフレットを作成し、全戸配布し、市民への周知を図ることができた。</li> <li>・自治基本条例を周知するために、市民向けの周知事業である出前講座のメニューに掲げるとともに、職員研修のカリキュラムにも組み入れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに自治基本条例審議会を設置し、条例の推進計画を作成し検証していくことで、継続的に自治基本条例の進捗状況や実効性について検証することができた。また、パンフレットの全戸配布により制定を周知することができ、職員研修を行うことで内部理解も深めることができた。</li> </ul>	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例審議会を3回開催し、現状と課題を明らかにした上で、推進計画の進捗状況などを確認し、また、市政全体が条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行った。</li> <li>・条例にて別に定めるとしている、市民参加条例と公益的通報に関する条例の検討委員会を設置し、検討を行った。</li> <li>・自治基本条例推進計画の作成のため、施策評価シートに協働の欄を追加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の推進計画を作成し検証していくことで、継続的に自治基本条例の進捗状況や実効性について検証することができた。</li> <li>・公益的通報に関する条例検討委員会は検討を終え、議案を平成27年3月議会に提出し制定することができた。</li> <li>・施策評価シートに協働の欄を追加したことにより、協働の取組状況をより詳しく把握することができた。</li> <li>・市民参加条例検討委員会においても精力的に議論がなされており、条例案として検討が深まっている。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	
H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、自治基本条例審議会を開催し、進捗状況や実効性について検証していく。</li> <li>・条例について周知するため、出前講座や職員研修を実施していく。</li> <li>・市民参加条例検討委員会においては条例案の検討を引き続き行い、平成27年度中に制定する。</li> </ul>			

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例審議会を3回開催し、現状と課題を明らかにした上で、推進計画の進捗状況を確認し、また、市政全体が条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行った。</li> <li>自治基本条例を周知するために、市民向けの周知事業である出前講座のメニューに掲げるとともに、職員研修を実施した。</li> <li>条例にて別に定めとしている市民参加条例について、検討委員会で引き続き検討を行うとともに、条例案のパブリックコメントの実施に併せてシンポジウムを実施し、市の取組や条例案の市民への周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例の推進計画を作成し検証していくことで、継続的に自治基本条例の進捗状況や実効性について検証することができた。また、委員の変更も一部あり、新たな視点での意見を聴取しながら検証を進めることができた。</li> <li>市民参加条例については、検討委員会での議論を終え、議案を平成28年3月議会に提出し制定することができた。</li> </ul>	—
-----	----	---	--	---

資料41～48ページ

評価	◎	<p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度に自治基本条例を制定し、同条例に規定された個別条例についても、公益的通報に関する条例と市民参加条例の2つの条例を制定することができた。</li> <li>また、自治基本条例審議会において、自治基本条例の規定された内容に基づく、市政運営が行われているかを検証することができている。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して審議会による検証を行うとともに、自治基本条例の見直しについての方針をまとめる。</li> </ul>
----	---	---	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 25

行政経営プランの位置づけ		(2)より確かな市民協働の推進	② 市民活動・市民協働の活性化	
取組業務	ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の見守りサポート隊の推進		所管課	長寿介護課（介護福祉課）
取組内容	・平成24年度に策定予定である「岩倉市地域福祉計画」をベースとして、町内ごとに地域の住民が中心となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の日常的な安否確認を行う見守りサポート隊を結成する。			
効果見込	行政の見守りには限界がある。地域の住民が主体となり、日頃からの声かけや見守り活動を行うことで、住民間の絆が深まり、地域全体で高齢者を支えるまちづくりに繋がる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	検討	・岩倉団地で、老人クラブや自治会役員を中心に民生委員と連携し、見守りサポート隊として45人が、ひとり暮らし認定の高齢者90人を対象に、郵便受けや照明の明かりを毎日確認する日常的な見守り活動を平成23年度に本格的に開始させた事例があるので、計画策定の参考とした。	・ひとり暮らし高齢者が自宅で安心して生活することができ、孤立死の予防に効果があった。また、安否確認を通し、見守り支援者とのコミュニティの発展にも繋がった。一方で、一人の見守り支援者が複数人を見守っており、負担が大きいため、支援者を増やす必要があることがわかった。	—
H24	検討	・地域福祉計画策定の中で、地域住民が中心となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の日常的な生活課題を把握し、その見守り支援に向けて、①住民が主体となって取り組むこと、②住民と行政や社会福祉協議会が協働して取り組むこと、の双方の視点から具体的な取組を検討した。 また、既に見守り活動に取り組んでいる岩倉団地の見守りサポート隊と引き続き情報交換を行った。	・地域福祉計画策定の中で、住民が中心となり、見守り支援に対する様々な取組方法の意見を出し合い、また取り組む時期を検討したことで、計画のなかに具体的な取組を盛り込むことができた。 また、既存の活動団体との情報交換の中で、問題点の発見に繋がり、より良い見守り方法の検討に繋がった。	—
H25	検討	・地域福祉計画を推進するなかで、地域住民のつながりを深め、日常的に声かけができる環境を目指し、市内店舗において、標語入りポケットティッシュを配布し、あいさつ運動を行った。 ・引き続き、既に見守り活動に取り組んでいる岩倉団地の見守りサポート隊と情報交換を行った。 ・他市における日常的な見守り手法について調査・研究を行った。	・あいさつ運動を通して、日常的な住民どうしのつながりの重要性について広く周知することができた。 ・既存の活動団体との情報交換のなかで、問題点の共有化を図り、今後の見守り方法の検討に繋がった。 ・地域住民が中心となり日頃からの声かけや見守り活動につながる、支え合いマップづくりに向けて、平成26年度の予算化に繋がった。	—
H26	1地域	・支え合いマップインストラクター養成講座（4日間）を開催し、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市職員が参加した。 ・講座をとおして、モデル地区（4地区）の支え合いマップを作成した。	・モデル地区での見守り状況を地図上に図示することにより、現状の見守り状況の確認と、見守り体制づくりへの意識の向上を図ることができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)	・この事業を全市的に広げていくために、モデル地区を増やすべきである。		行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	・モデル地区を増やし、この事業を全市的に広げるよう努力すること。

H27計画	・平成27年度は引き続きモデル地区において、平成26年度に作成した支え合いマップの情報更新を行っていく。			
H27	3地域	・平成26年度に作成したモデル地区（4地区）の支え合いマップに対して直近の情報をもとに見直し作業を実施した。 ・岩倉団地の見守りサポート隊との情報交換を2回実施し、見守り活動に携わる関係者との意見交換と状況把握に努めた。	・モデル地区での見守り状況を見直し、直近の見守り状況の確認と、見守り体制づくりについて地域住民の意識の向上を図ることができた。 ・見守りサポート隊の意見交換により、今まで一人で抱えていた対応等が解決でき、今後のより良い活動につなげることができた。	—

資料49～52ページ

評価	○	評価理由	・岩倉団地見守りサポート隊との情報交換、モデル地区での支え合いマップ作り、見直し等を実施した。日常的に地域の住民が主体となり、声かけや見守り活動を行うことで、住民間の絆が深まり、地域全体で高齢者を支えるまちづくりに繋がる効果があった。 ・今回の目標の3地域は取り組むことはできたが、地区の拡大が課題としてあるため。	今後の方針	・一部の地区で実施しているため、今後は引き続き地区を拡大するなど検討し、地域住民の見守り体制の充実、強化を計画的に図る必要がある。地域住民の見守りの意識向上のため、広報紙、チラシなどで周知するとともに、民生委員児童委員、区長、老人クラブなどと連携し見守り活動を推進していく。
----	---	------	--	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 26

行政経営プランの位置づけ		(2)より確かな市民協働の推進	② 市民活動・市民協働の活性化	
取組業務	五条川沿いの桜並木の保全・再生		所管課	商工農政課
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉五条川桜並木保存会と協働で、寿命といわれる樹齢60年を迎えつつある五条川の桜の保全と再生のため、不要枝、枯れ枝等の剪定と市が購入した肥料の打ち込みを行う。また、後継木（枯れた後に植えた木）の場合には嫌地（いやち・以前に桜が植えられていた場所に再び桜を植えると育ちにくいこと）という生理上の問題があるため、不定根（枝や幹など本来根が生える場所以外から生えた根）やひこばえを育成することにより、その木自体を再生させる試みを行う。</li> </ul>			
効果見込	本市の貴重な地域資源である五条川の桜並木を将来に残すことで、市民との協働によるまちづくり活動の活性化が図れる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ222人と協働で、桜への肥料の打ち込みを年6回、不要枝・枯れ枝等の剪定を年8回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き・ひこばえ切りと五条川下流域清掃を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉桜並木保存会会員や五条川流域区の住民などと協働で、市のシンボルである五条川の桜並木の保全と景観の向上を図った。</li> </ul>	—
H24	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ231人と協働で、桜への肥料の打ち込みを年6回、不要枝・枯れ枝等の剪定を年6回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き・ひこばえ切りと五条川下流域清掃を実施した。</li> <li>・桜並木の保全について市民の皆さんに関心をもってもらうため、独自でチラシを作成し、市広報と同時配布をした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉桜並木保存会会員や五条川流域区の住民などと協働で、市のシンボルである五条川の桜並木の保全と景観の向上を図った。</li> <li>・平成24年度末の会員数は平成23年度末と比べ、94人から104人と増加した。</li> </ul>	—
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ341人と協働で、桜への肥料の打ち込みを年6回、不要枝・枯れ枝等の剪定を年7回、新たな活動として、桜に害を及ぼすキノコ類の処置を年5回、桜管理のためのナンバープレート付けを年2回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き・ひこばえ切りと五条川下流域清掃を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉五条川桜並木保存会会員や五条川流域区の住民などと協働で、観光資源であり市のシンボルである五条川の桜並木の保全と景観の向上を図った。</li> <li>・平成25年度末の会員数は、平成24年度末と比べ、104名から118名と増加した。</li> </ul>	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ301人と協働で、桜への肥料の打ち込みを年7回、枯れ枝等の剪定を年6回、桜に害を及ぼすキノコ類の調査を年2回、桜管理のためのナンバープレート付けを年2回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き及びひこばえ切りを実施した。</li> <li>・保存会では、活動内容を周知するため、会報誌「桜だより」を毎年2回発行しているが、9月15日号の市広報と同時に全戸配布をした。また、公共施設や協力店舗への募金箱の設置及び回収を行った。平成26年度末の会員数は、平成25年度末と同数の118名であった。</li> <li>・市では、桜へ打ち込む肥料を購入するとともに、桜の消毒及び高所の枯れ枝等剪定を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉五条川桜並木保存会会員や五条川流域区の住民などと協働で、観光資源であり市のシンボルである五条川の桜並木の保全と景観の向上を図ることができた。</li> <li>・会報誌「桜だより」を全戸配布したことにより、桜並木の現状及び保全状況の周知及び保存会自体の周知を行うとともに新規会員の募集を行うことができた。</li> <li>・協力店舗に募金箱を置いてもらうことで、多くの皆さんに桜並木の保全に関心を持ってもらうことができた。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績等の記述において、桜並木保存会が行うことなのか市が行うことなのか不明確なものがある。実施主体がどちらなのか意識して記述すること。</li> <li>・五条川地域の近隣自治体が広域的に連携し、観光やシティプロモーションの観点から桜並木の魅力をアピールする取組みができると良い。</li> </ul>		行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績等の記述において、桜並木保存会が行うことなのか市が行うことなのか不明確なものがある。実施主体がどちらなのか意識して記述すること。</li> </ul>
H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、岩倉五条川桜並木保存会や五条川流域の住民などと協働して、五条川の桜並木を将来に残すため、ひこばえを残す実験などを行いながら保全及び再生活動を計画的に進める。</li> <li>・桜に害を及ぼすキノコ類の処置については、保存会独自で、平成27年度に県交付金「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業」の助成を受け、作業を計画的に進めていく。</li> <li>・新規会員の募集を行うほか、募金箱を置いてもらう店舗の開拓も行う。</li> </ul>			

## 岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ416人と協働で、桜への肥料の打ち込みを5回、枯れ枝等の剪定を6回、桜管理のためのナンバープレート等の点検を2回実施したほか、県の交付金を受け、桜に害を及ぼすキノコ類の調査を3回、その処理を3回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き及びひこばえ切りを実施した。</li> <li>・保存会では、活動内容を周知するため、会報誌「桜だより」を2回発行したほか、公共施設や協力店舗への募金箱の設置及び回収を行った。</li> <li>・市では、桜の消毒及び高所の枯れ枝等剪定を実施するとともに、桜へ打ち込む肥料を購入した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉五条川桜並木保存会会員や五条川流域区の住民などと協働で桜の管理に努めたことで、観光資源であり市のシンボルである五条川の桜並木の保全と景観の向上を図ることができた。</li> <li>・会報誌「桜だより」の定期的な発行や募金活動により、桜並木の保全状況の周知や保存に向けた意識啓発、さらには保存会自体を知ってもらうことで、118名から129名と会員数の増加に繋がった。</li> </ul>	—
-----	----	---	--	---

評価	◎	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉五条川桜並木保存会との協働により、剪定や施肥、後継木の育成などを定期的実施したことで、五条川の桜並木の保全・再生活動を計画的に進めることができた。また、会報誌の発行や募金活動などを通し、五条川の桜の大切さを広く市民に周知を図り、市民全体で桜を保全する気運を高めることができた。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、岩倉五条川桜並木保存会と協働で桜の適正な管理に努めるとともに、五条川の桜並木を将来に残すため、後継木の育成など再生活動に力を注いでいく。</li> </ul>
----	---	------	---	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 27

行政経営プランの位置づけ		(2)より確かな市民協働の推進	② 市民活動・市民協働の活性化	
取組業務	少年消防クラブによる防火PR活動		所管課	消防本部
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>各小学校に少年消防クラブを発足させる。</li> <li>防火・防災に対する知識を深めるため、少年消防クラブに消防学校の1日入校をはじめ、市防災訓練等へ参加してもらうことにより一層の防火PRに資するよう取り組む。</li> </ul>			
効果見込	市民の防火意識高揚とともに、次世代の地域防災の担い手が育成される。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度からの正式な少年消防クラブ発足に向け、7月26日に、市内5小学校の6年生の代表者30名で、愛知県消防学校1日入校を実施し、地震体験や消防車の試乗、放水体験を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県消防学校1日体験入校を行うことで、消防への関心が深まり、平成24年度発足に向け準備ができた。</li> </ul>	—
H24	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月、各小学校で正式に少年消防クラブが発足した。少年消防クラブ員は小学校6年生全員の439名である。7月26日に各小学校から代表27名が、愛知県消防学校1日体験入校を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年消防クラブ員に対して、消防・防災についての関心と興味を持っていただき、次世代の防火・防災を担う人材に寄与することができた。</li> </ul>	—
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年8月2日に各小学校からの代表25名が愛知県消防学校への1日体験入校に参加した。同年8月25日に岩倉市防災訓練に参加予定であったが雨天によりグラウンドが使用できないため中止となった。</li> <li>ベスト・帽子を購入した。</li> <li>愛知県防災局に感想文を提出し、体験修了証を9月最初の全校集会の場で伝達した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県消防学校への1日体験入校の際、ベスト・帽子を着用し、さまざまな体験を行うことによりさらなる防火・防災意識の向上が図れた。</li> </ul>	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月30日に各小学校からの代表27名が愛知県消防学校1日体験を実施した。体験の感想文を愛知県防災局に提出し、体験修了証を9月最初の全校集会の場で伝達した。</li> <li>同年8月24日、岩倉市防災訓練に五条川小学校少年消防クラブ員の代表18名が参加した。</li> <li>推進本部からの指示を受け、平成27年2月27日、南小学校少年消防クラブ員に対し、消防に関する講話を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県消防学校への1日体験入校の際、前年度作製したベスト・帽子を着用することで、少年消防クラブ員としての新たな自覚が高まった。また、市主催の防災訓練に参加し防火・防災意識の向上が図れた。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県消防学校へ1日体験入校する。</li> <li>市主催の防災訓練へ参加する。</li> <li>クラブ員に対し消防に関する講話を行う。</li> </ul>			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月29日に各小学校からの代表24名が愛知県消防学校への1日体験入校に参加した。</li> <li>平成28年3月9日に、岩倉南小学校の少年消防クラブ員を対象に、消防の仕事及び防火についての講話を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県消防学校1日体験入校を行うことで消防に興味を持ち、知識の普及を図ることができた。</li> <li>消防に関する講話により、消防の仕事を理解し、防火意識の向上が図れた。</li> <li>市内5少年消防クラブのうち、五条川小学校少年消防クラブに対し、愛知県少年消防クラブ運営指導協議会より、平成27年度優良クラブ表彰を受賞した。</li> </ul>	—

## 岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

評価	◎	評価理由	・愛知県消防学校1日体験入校、岩倉南小学校少年消防クラブ員に対する講話を行うことにより、防火・防災に対する知識を深めることができた。	今後の方針	・愛知県消防学校における1日体験入校や市防災訓練への参加を継続して実施し、防火意識の高揚を図り、次世代の地域防災の担い手を育成するように努める。 ・岩倉南小学校のみならず他の小学校へも防火・防災講話が実施できるように働きかける。
----	---	------	--	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。



岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

評価	○	<p>評価理由</p> <p>・上級及び普通救命講習受講者を大幅に増加させることができたが、最後の年度は減少してしまった。岩倉中学校の生徒に対し普通救命講習を実施できたが、南部中学校の生徒には実施できなかった。</p>	<p>今後の方針</p> <p>・市内の中学校の生徒に普通救命講習を受講してもらい、上級及び普通救命講習受講者を増加させる。コンビニエンスストアにAEDを設置し市内のAEDを充実させるとともに、講習受講者を増加させ、一人でも多くの心肺停止傷病者を社会復帰させる。</p>
----	---	---	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 29

行政経営プランの位置づけ		(2)より確かな市民協働の推進	③ 市民と行政の情報の共有	
取組業務	市民との協働による広報紙作り		所管課	協働推進課（秘書課）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報モニターの設置</li> <li>・ 広報ネットワークの構築による市内情報の収集</li> <li>・ 広報紙の読みやすさ・わかりやすさのレベルアップ</li> <li>・ 市民との協働による広報紙制作</li> </ul>			
効果見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親しみやすく読みやすい広報紙の作成</li> <li>・ 市民目線で広報誌を作成するため、市民に分かりやすい。</li> <li>・ 身近なまちの情報を提供してもらえらるために地域資源の掘り起こしなどにつながる。</li> </ul>			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報モニターを平成24年3月に設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の方から広報活動への意見や身近な情報を提供していただく仕組みができた。</li> </ul>	—
H24	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報モニターの定員を10人から12人に増員し、行事等の写真や地域情報の提供がされた。</li> <li>・ 広報にユニバーサルフォントを使用した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報モニターから広報紙に対する意見や地域情報、写真が提供される仕組みが確立した。</li> </ul>	—
H25	意見等の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報モニターによる行事等の写真や地域情報の提供がされた。</li> <li>・ 職場体験の中学生とともに広報紙のフォトニュースや特集記事を作成した。</li> <li>・ 広報モニター実績 記事 2回 写真 22回</li> <li>・ 広報モニター会議（全体会）を1回開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報モニターからの意見や写真を反映させたことにより親しみやすく読みやすい広報紙づくりがされた。</li> </ul>	—
H26	取材等への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報モニターによる行事等の写真が提供された。表紙 6回 フォトニュース等 19回</li> <li>・ 職場体験の中学生とともに特集記事を作成した。</li> <li>・ 職場体験の岩倉総合高校生とともに特集記事を作成した。</li> <li>・ 広報リニューアル検討プロジェクトチームを設置し広報紙のリニューアルについて検討した。</li> <li>・ スマートフォンやタブレット端末で閲覧可能なアプリの導入について検討を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報モニター、中学生、高校生と、それぞれ協働で紙面づくりを実施し、より親しみやすい広報紙面づくりができた。</li> <li>・ 広報の課題の洗い出しができた。（インデックスを付けて各コーナーを探しやすいよう紙面を工夫する、表紙に見出しを配置し内容に興味をもってもらう工夫をするなど。）</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	
H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民との協働によりより親しみやすい広報紙面づくりをしていく。</li> <li>・ 洗い出された課題を考慮し広報紙リニューアルを行っていく。</li> <li>・ スマートフォン、タブレット端末で閲覧可能なアプリの導入を実施し、広報読者の利便性の向上を図る。</li> </ul>			
H27	市民制作ページの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月1日号より広報いわくらをリニューアルし、1日号は毎号の特集記事等により「手にとって見てもらえる広報」として、また15日号はお知らせ版として必要な情報にしばって掲載した。結果、1日号への情報の集約化が進み、平成28年5月から月1回の発行とすることを決定した。</li> <li>・ 広報モニターによる行事等の写真が提供された。表紙 4回 フォトニュース等 21回</li> <li>・ 職場体験の中学生が12月1日号の特集記事を作成した。</li> <li>・ スマートフォンやタブレット端末のアプリ「i 広報紙」で広報紙を閲覧できるようにした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リニューアル後のアンケート結果では「見やすくなった」等の肯定的意見が多く見られた。</li> <li>・ 広報モニターや中学生と協働で紙面づくりを実施することで、より親しみやすい広報とすることができた。</li> <li>・ 手軽に広報を読むことができる環境が充実し、広報紙を読む機会の増加につながった。</li> </ul>	—

## 岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

評価	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リニューアルという大きな変化があったが、概ね好評を得ていることから、広報紙として一定の評価がされていると考える。</li> <li>・広報モニターからの写真・記事の提供及び紙面に関する意見提案などを取り入れた形での広報紙づくりを進めることにより、市民目線を取り入れたわかりやすい紙面づくりができたが、単発的な取り組みにとどまっているため、地域資源の掘り起こしを十分にできたとは言いえない。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年5月からは月1回の発行となり、よりわかりやすさ、伝わりやすさを意識した紙面づくりを行う。</li> <li>・市民参加については継続的な取り組みとして実施していけるように、広報モニターと記事づくりについても相互に意見を交わしながら進めていく。</li> </ul>
----	---	------	---	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：未着手または大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 30

行政経営プランの位置づけ	(2)より確かな市民協働の推進	③ 市民と行政の情報の共有	
取組業務	広聴活動の一層の充実	所管課	協働推進課（秘書課）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政モニター制度の実施</li> <li>・ タウンミーティングの実施</li> <li>・ いどばた広聴の実施</li> <li>・ 市民の声・私の提案の反映</li> <li>・ インターネットを利用したアンケート方法等の検討</li> </ul>		
効果見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民本位の市政推進</li> </ul>		

	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政モニター会議、タウンミーティング、いどばた広聴、市民の声を実施した。また、その内容をホームページで公開した。</li> <li>・ 私の提案制度を導入して、その内容を庁議で諮り市政運営に取り入れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度よりタウンミーティングは2回増の7回、いどばた広聴は103人増の221人の参加者があり、多くの意見を聴くことができた。</li> </ul>	—
H24	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タウンミーティングは2団体延べ70人で実施した。</li> <li>・ いどばた広聴は3回205人の規模で実施した。</li> <li>・ 自治基本条例や特定検診実施計画などの策定段階でホームページからもパブリックコメントを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の施策の周知が図られた。</li> <li>・ 市民から多くの意見を聴くことができた。</li> <li>・ 市民の声・私の提案は、投書によるものなど計230件あり関係課と連携をとり市政への反映に努めた。</li> </ul>	—
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タウンミーティングは4団体延べ108人で実施した。</li> <li>・ いどばた広聴は4回 72人の規模で実施した。</li> <li>・ 各種計画などの策定段階でホームページからもパブリックコメントを実施した。</li> <li>・ 対象団体の範囲を拡大した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の施策の周知が図られた。</li> <li>・ 市民から多くの意見を聴くことができた。</li> <li>・ 市民の声・私の提案は、投書によるものなど計235件あり関係課と連携をとり市政への反映に努めた。</li> </ul>	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区長会等でタウンミーティングの実施について周知を行った。</li> <li>・ タウンミーティングは4団体延べ120人で実施した。</li> <li>・ いどばた広聴は2回、35人の規模で実施した。</li> <li>・ 市民の声などの投書等が315件あった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の施策の周知が図られた。</li> <li>・ 市民の声などについて関係部署と連携をとり市政への反映に努めた。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タウンミーティングの実施を各種団体にPRしていく。</li> <li>・ 区役員等へタウンミーティングの実施をPRしていく</li> <li>・ 副市長、協働推進課長、広報情報グループで区長等と意見交換会を実施する。</li> </ul>			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区長会等でタウンミーティングの実施について周知を行った。</li> <li>・ タウンミーティングは4団体延べ113人で実施した。</li> <li>・ 副市長、協働推進課長、広報広聴担当で行政区を訪問し地域で抱える課題や問題の把握に努めた。各区概ね2回程度実施した。</li> <li>・ 市民の声などの投書等が213件あった。</li> <li>・ いどばた広聴は1回、30人の規模で実施した。また、広報の取材等の機会に併せ、イベント参加者などから聞き取りにより意見を伺った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の声などについて関係部署と連携をとり市政への反映に努めた。</li> <li>・ 行政区訪問で把握した課題については、区長会などの際に書面で進捗状況を伝え、区長や担当者が替わっても双方で継続的に課題について共通認識を持つことができるようになった。</li> </ul>	—

資料54～56ページ

評価	◎	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タウンミーティングにおいては、新しい制度に関する詳細な説明、地域で抱える問題、市の将来の方向性に関することなど様々なジャンルについて意見を交わすことができた。また行政区との意見交換を行うなど、地域の課題を積極的に把握することができた。市民の声等による個人からのご意見についても担当課との情報共有と課題解決に努めた。市政モニター制度についても、安定的な運用ができています。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政区とは引き続き共通認識を持つとともに、積極的に課題の把握に努める。</li> <li>・ タウンミーティング等の広聴施策についてより一層の周知を図り意見を聴く機会の充実に努める。</li> </ul>
----	---	------	---	-------	---

## 岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。